

診療所構造設備使用許可申請書の記載要領

事案	入院施設（病床）を有する診療所がその構造設備を使用する場合		
根拠法令	医療法第 27 条		
提出期限	事 前	様 式	4-2-A
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理者の医師免許証の原本及び写 2 管理者の臨床研修修了登録証の原本及び写 3 管理者の履歴書 4 従事医師の医師免許証の原本及び写 5 従事医師の履歴書 6 保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許証の原本及び写 7 建物平面図 <p>※ 1～6は、新規開設時のみ添付</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>管理者及び従事医師が同一人の場合、医師免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写並びに履歴書は1部で差し支えない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については、臨床研修修了登録証は不要。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>再教育研修修了登録証の添付が必要となる場合は、当該医師が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合。</p> </div> <p>※ 誓約書（緊急時の診療体制の確保について）</p>		
提出部数	2 部		
手数料	22,000円（保健所窓口にて現金収納）		

様式の記入要領

「開設者」欄	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 2. 「印」は、法人の場合は法務局へ届け出た法人印を使用する。個人の場合は認印でも可。
1 開設者の住所・氏名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住所は、法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 2. 氏名は、法人の場合は、法人の名称及び代表者職・氏名を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の氏名を記載する。
2 診療所の名称	開設許可又は変更届されている名称を記載する。
3 開設の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。「○丁○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。「○×ビル○階」

診療所構造設備使用許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
4 本申請に係る 許可年月日・番号	<p>1. 当該構造設備に係る開設又は変更許可年月日を記載する。</p> <p>2. 開設許可証又は変更許可証の許可番号を記載する。</p>
5 建物の構造設備の概要 ①廊下幅	<p>1. 一般病床の場合は、片廊下は内法による測定で、1. 2m以上であること。ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、1. 6m以上であること。</p> <p>療養病床の場合は、片廊下は内法による測定で、1. 8m以上であること。ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、2. 7m以上であること。</p> <p>※医療法施行規則附則第5条に経過措置あり。 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号)</p> <p>2. 片廊下及び両側居室のある廊下について、最大、最小部分にわけて記載する。</p>
5 建物の構造設備の概要 ②階段	<p>1. 名称は、階段の名称をそれぞれ記載する。</p> <p>2. 階段及び踊り場の幅は、内法による測定で、1. 2m以上、けあげは0. 2m以下、踏面は0. 24m以上であること。</p> <p>3. 階段には、適当な手すりが設けられていること。</p>
6 病室名	<p>(病室名)</p> <p>1. それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。</p> <p>(病床数)</p> <p>2. 1病室あたりの病床数を記載する。</p> <p>3. 療養病床は1室あたり4床以下とすること。</p> <p>※医療法施行規則附則第4条に経過措置あり。 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号)</p> <p>(床面積)</p> <p>4. 建築基準法による床面積(壁芯)を記載する。 (有効内法床面積)</p> <p>5. 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6. 3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4. 3㎡以上とすること。(療養病床にあつては、患者1人につき6. 4㎡以上とすること。)</p> <p>※療養病床については、医療法施行規則附則第7条に経過措置あり。 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号)</p> <p>6. 有効内法床面積の算定にあつては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 (1床あたりの有効内法床面積)</p> <p>7. 患者1人あたりの有効内法床面積を記載する。 (採光面積)</p> <p>8. 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。 (外気開放面積)</p> <p>9. 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。</p>

診療所構造設備使用許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
7 医療従事者名簿	<p>1. 当該診療所に勤務する医療関係資格を有する者（医師、看護師、薬剤師等）について、すべて記載する。</p> <p>※ 医師が常時3人以上勤務する場合、必ず薬剤師が必要（医療法第18条）</p> <p>2. 当該診療所に常勤として勤務する場合、常を○で囲む。 常勤とは、当該診療所で定めた勤務時間すべてについて従事する職員のことである。</p> <p>3. 上記以外については、非常勤職員として、非を○で囲む。この場合、1週間の勤務時間数及び他医療機関で勤務している場合はその勤務先を備考欄に記載する。</p> <p>4. 本様式にすべて書ききれない場合、別紙に記載しても可。</p>
8 従業者	<p>1. 療養病床を有する場合のみ、常勤・非常勤別にその従業者数を記載する。</p> <p>2. 非常勤の従業者については、1週間の当該職種の従事者の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。 ただし、1週間の当該職種の通常の勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。 なお、非常勤の従事者の勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。 (例) 月1回のみ勤務サイクルの場合は、1/4を乗じること。</p>
9 法定施設の構造設備の概要	<p>療養病床を有する場合のみ、記載する。</p> <p>(床面積) 建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。</p> <p>(内法面積) 食堂は、入院患者1人につき1㎡以上とすること。</p>

添付書類の記載要領	
管理者の医師免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写及び従事医師の医師免許証の写並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許証の写	<p>1. 免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（再教育研修を受けた者。）を窓口にて原本照合を行うため、届出時には各種免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。</p> <p>2. 氏名・本籍地を変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合は両面コピーをした写が必要。</p> <p>3. 管理者及び従事医師が同一人の場合、写は1部で差し支えない。</p> <p>4. 臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については、臨床研修修了登録証は不要。</p>
管理者及び従事医師の履歴書	<p>1. 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する。）を記載の上、押印する。</p> <p>2. 管理者及び従事医師が同一人の場合、履歴書は1部で差し支えない。</p>

診療所構造設備使用許可申請書の記載要領

添付書類の記載要領	
建物平面図	<ol style="list-style-type: none">1. 診療所部分が明確に分かるよう、マーカーする。2. 寸法、面積及び各室名を記載する。3. 診療所面積を記載する。4. 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。5. 洗面台及びシンク等、壁や床の固定物を記載する。
※誓約書 (緊急時の診療体制の確保について)	入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所に医師が宿直を行う、又は医師の居宅が伴う診療所である等、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制を確保し、かつ他の病院又は診療所との緊密な連携を確保する旨の誓約書を添付する。(様式自由)